

## 松下国際財団 研究助成 研究報告

【氏名】安藤 友香

【所属】(助成決定時)大阪大学大学院国際公共政策研究科

【研究題目】「セキュリティー・セクター」支援の研究—国際規範形成過程から—

【研究の目的】

冷戦後、内戦問題への国際社会の関心の高まりとともに、国内統治のあり方を問い、グッド・ガバナンス、平和構築、民主化支援、人道的介入、法の支配の促進、人間の安全保障といったさまざまな支援の手段や概念が誕生した。本研究は特に、冷戦後の平和構築や開発の文脈で重要視されるようになっていく「セキュリティー・セクター」支援に関して、当該支援をめぐる国際規範の形成過程を明らかにすることを主要な目的とするものである。

「セキュリティー・セクター」支援とは、SSR に代表される警察、軍、司法、文民統制機関などの、一国の治安の要となる機構や制度への支援を指し、近年、平和構築や開発の文脈で積極的に実施されている。「セキュリティー・セクター」支援と国際規範の関係に関して十分には考察された研究が見当たらない。そこで、本研究は「セキュリティー・セクター」支援をめぐる国際規範の形成過程を明らかとし、それが従来の規範をどのように変容させたのか、また、現在の安全保障観にどのような影響を与えたのかを考察することを目的とするものである。

【研究の内容・方法】

「セキュリティー・セクター」支援はその対象が治安組織や制度であるという特性から、内政不干涉原則と摩擦を起こすような介入の度合いの強い、高度に政治的でセンシティブな活動になる場合がある。そのため、そのような支援が国際社会で議論され、実際に実施されるようになった背景には国際状況の変化にともなう、従来の国際規範とは異なる新たな規範の形成があり、その過程を明らかにすることは重要であると考えた。

そこで、本研究では、次の三つの検討を行った。第一に、当該支援に関する規範形成に主要な役割を果たした国連、経済協力開発機構・開発援助委員会(OECD・DAC)や欧州安全保障協力機構(OSCE)、イギリスなどを中心に、それぞれのアクターが国際規範化において果たした役割と経緯を、各機関の発行する公式な文書を中心に検討した。

第二に近接する支援概念に関する規範および、既存の国際規範との関係性を考察した。グッド・ガバナンスや民主化支援、法の支配、人間の安全保障、人道的介入など、さまざまな近接する概念やアプローチと、「セキュリティー・セクター」支援の台頭の関係性を明らかにした上で、「セキュリティー・セクター」支援をめぐる規範の方向性について検証した。また、従来、安全保障の戦略上行われてきた軍事支援などと、現代的な「セキュリティー・セクター」支援との異同についても考察した。その上で、内政不干涉原則と人道的危機などにおける国家主権の制限という問題を、どのように当該支援に関連する国際規範が調整しているかについて考察をした。

第三に、理論的な考察を裏付けるために、米国平和研究所(USIP)、国連、日本国内研究機関等での資料収集および関係者への聞き取り調査を実施した。

【結論・考察】

「セキュリティー・セクター」支援が活性化した要因を関係アクターの動向から検証した結果、国連における平和活動の発展、開発援助機関のイニシアティブ、EUの地域統合をめぐる影響等が確認された。また、現在、SSRに代表される「セキュリティー・セクター」への支援が可能となっているのは、第一に、国際規範に関して、従来、特に冷戦期において重視されてきた内政不干涉原則という規範に対して、国家主権を制限すること、言い換えれば、国際干渉を正当化するような規範が形成されたということ、第二に、一国の治安組織の在り方を問う規範が強化されたことを意味する。具体的には、「保護する責任」等に代表されるような理念と相互に影響し合い、当該支援を可能とする国際社会の土壌が創出されているということがわかった。なお、当該支援の実施や国際規範の形成において重要な役割を担うと考えられる国連については、同分野に対する議論を開始したばかりであり、今後の規範的な役割に着目する必要があると考える。